

飲食店・カラオケ店などを 深夜に営業する皆さんへ

深夜の騒音問題を未然に防止するために

春日市は住宅都市であるため、飲食店・カラオケ店など深夜に利用者が集まる施設が近隣にある地域では、騒音を原因としたトラブルが発生しています。特に多くの人の睡眠時間で、静寂な環境を必要とする深夜は、これらの営業に伴って発生する騒音の影響を受けやすく、近隣住民の安眠妨害などにより、大きな影響を与えることがあります。

深夜の騒音問題を未然に防止するためには、店舗から外部に音が漏れないようになるなどの事前の防音対策が必要です。また、住みよい環境づくりには住民一人ひとりの日頃からの配慮が必要であるため、事業者の皆さんも地域の一員として近隣の生活環境に十分配慮して営業を行ってください。

騒音の規制

- ▶ 飲食店・カラオケ店などから発生する騒音は、福岡県警が所管する「騒音防止条例」の規制対象となります。
- ▶ 「騒音防止条例」では、音響機器からの音量基準が定められるとともに、23時～6時については、音響機器だけでなく、作業音、動作音も含めて「近隣の家屋内における睡眠を妨げない程度の小音とする」という基準が定められています。**違反した場合には、警察官による警告や、県知事による騒音防止のための処置命令などの規定があり、罰則が科されることもあります。**
- ▶ その他、福岡県警所管の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する場合があります。
- ▶ 規制ではありませんが、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が別途設定されています。

騒音防止条例（音響機器の音量の基準）

区域の区分		時間の区分		
種別	該当地域	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時か ら午後11時まで	午後11時から 午前6時
第一種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住 居専用地域及び田園住居地域	55	50	近隣の家屋内に おける睡眠を妨 げない程度の小 音とする
第二種 区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高 層住居専用地域、第一種住居地域、第二 種住居地域及び準住居地域	60	55	
第三種 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	70	65	

